

浜松大学大学院健康科学研究科臨床心理学専攻・常葉大学大学院健康科学研究科臨床心理学専攻 <経過措置(公認心理師法附則第2条第1項第1号及び第2号)>

【修正版】2018年4月24日現在

公認心理師法施行日前に大学院の課程を修了した者及び公認心理師法施行日前に大学院に入学した者における省令で定める科目について、大学で判断した科目表(いわゆる「講習の受講が必要ないDルート該当の適否を判断するための資料」)

*平成29年9月15日より前に臨床心理学専攻を修了した者及び平成29年9月15日より前に臨床心理学専攻に入学した者について適用

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて(文科省・厚労省通知より)		大学院における必要な科目		条件	本学の対応科目(大学で判断)		
大学院における必要な科目名 (別表2・別表3)		含まれる事項 (別表2)			対象: 浜松大学大学院 平成21年度～平成23年度入学生用カリキュラム 太字: 学則上必修科目	対象: 浜松大学大学院 平成24年度入学生入学生用カリキュラム及び 常葉大学大学院 平成25年度～平成29年度入学生用カリキュラム 太字: 学則上必修科目	
I	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	①保健医療分野に関わる公認心理師の実践	I-1について、本学対応科目2科目を修得していること	精神医学特論 精神薬理学特論 臨床心理学研究法特論	心身医学特論 精神医学特論 精神薬理学特論 臨床心理学研究法特論	
	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	①福祉分野に関わる公認心理師の実践		人格心理学特論 発達心理学特論	人格心理学特論 発達心理学特論	
	3	教育分野に関する理論と支援の展開	①教育分野に関わる公認心理師の実践		I-2～5のうち、2項目以上において、それぞれ本学対応科目を1科目以上、合計2科目以上修得していること	学校臨床心理学特論 教育心理学特論	学校臨床心理学特論 教育心理学特論
	4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	①司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践			犯罪心理学特論	犯罪心理学特論
	5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	①産業・労働分野に関わる公認心理師の実践			<該当科目なし>	<該当科目なし>
II	6	心理的アセスメントに関する理論と実践	①公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ②心理的アセスメントに関する理論と方法 ③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	II-6～9のうち、2項目以上において、それぞれ本学対応科目を1科目以上、合計2科目以上修得していること 但しII-6について、「臨床心理査定演習Ⅰ」及び「臨床心理査定演習Ⅱ」で1科目とカウントする	臨床心理査定演習Ⅰ及び臨床心理査定演習Ⅱ	臨床心理査定演習Ⅰ及び臨床心理査定演習Ⅱ	
	7	心理支援に関する理論と実践	①力動論に基づく心理療法の理論と方法 ②行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③その他の心理療法の理論と方法 ④心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用 ⑤心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整		臨床心理面接特論Ⅰ及び臨床心理面接特論Ⅱ	臨床心理面接特論Ⅰ及び臨床心理面接特論Ⅱ	
	8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	①家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ②地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用		臨床心理関連行政論 家族心理学特論	臨床心理関連行政論 家族心理学特論 グループアプローチ特論演習	
	9	心の健康教育に関する理論と実践	①心の健康教育に関する理論 ②心の健康教育に関する実践		<該当科目なし>	<該当科目なし>	
III	10	心理実践実習(450時間以上)	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において実習を行うこと。 (ア)心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1)コミュニケーション (2)心理検査 (3)心理面接 (4)地域支援等 (イ)心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (エ)多職種連携及び地域連携	臨床心理実習Ⅰ及び臨床心理実習Ⅱ	臨床心理実習Ⅰ及び臨床心理実習Ⅱ		